

平成 23 年度

\*\*\*\*\*

# 人事行政の運営等の状況

\*\*\*\*\*

港 区

# 1 任免および職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在) (単位: 人)

区分 部門	職員数		増減状況		
	平成22年	平成23年	対前年比	主な増減理由	
普通会計部門	議会	14	14	-	
	総務・企画	501	503	2	運営体制の見直し、人員配置の変更(育休任期付職員の配置)等
	税務	71	70	△1	人員配置の変更(再任用職員の活用)
	民生	649	622	△27	運営体制の見直し(指定管理者制度の導入)
	衛生	278	279	1	運営体制の見直し、人員配置の変更(育休任期付職員の配置)
	商工	18	18	-	
	土木	219	215	△4	運営体制の見直し
	計	1,750	1,721	△29	
	教育部門	347	343	△4	運営体制の見直し、人員配置の変更(再任用職員の活用)等
	消防部門	-	-	-	
小計	2,097 (156)	2,064 (147)	△33 (△9)		
公営企業等 会計部門	国保事業	39	40	1	人員配置の変更(育休任期付職員の配置)
	介護保険事業	37	37	-	
	後期高齢者医療事業等	11	11	-	
	小計	87 (6)	88 (5)	1 (△1)	
合計	2,184 (162)	2,152 (152)	△32 (△10)		

注1 職員数は、一般職に属し、地方公務員の身分を保有する休職中の職員、派遣職員(一部事務組合派遣23人を除く)等を含み、臨時・非常勤職員を除いています。(地方公共団体定員管理調査報告数値)

注2 ( )は再任用職員(短時間勤務職員)および再雇用職員で外数です。

(2) 職員数の推移

(各年4月1日現在) (単位: 人)

区分 部門	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,842	1,833	1,824	1,782	1,750	1,721	△121 (△6.6%)
教育	428	407	391	358	347	343	△85 (△19.9%)
消防	-	-	-	-	-	-	- (-%)
公営企業等会計	76	76	85	88	87	88	12 (15.8%)
総合計	2,346	2,316	2,300	2,228	2,184	2,152	△194 (△8.3%)

注1 職員数は、地方公共団体定員管理調査報告数値です。

注2 「過去5年間の増減数(率)」とは、平成18年に対する平成23年の数値となります。

参考 第2次港区職員定数配置計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標	
始期	終期		
平成18年4月1日	平成28年4月1日	△360人	△15.3%

(3) 職員の採用および退職等の状況

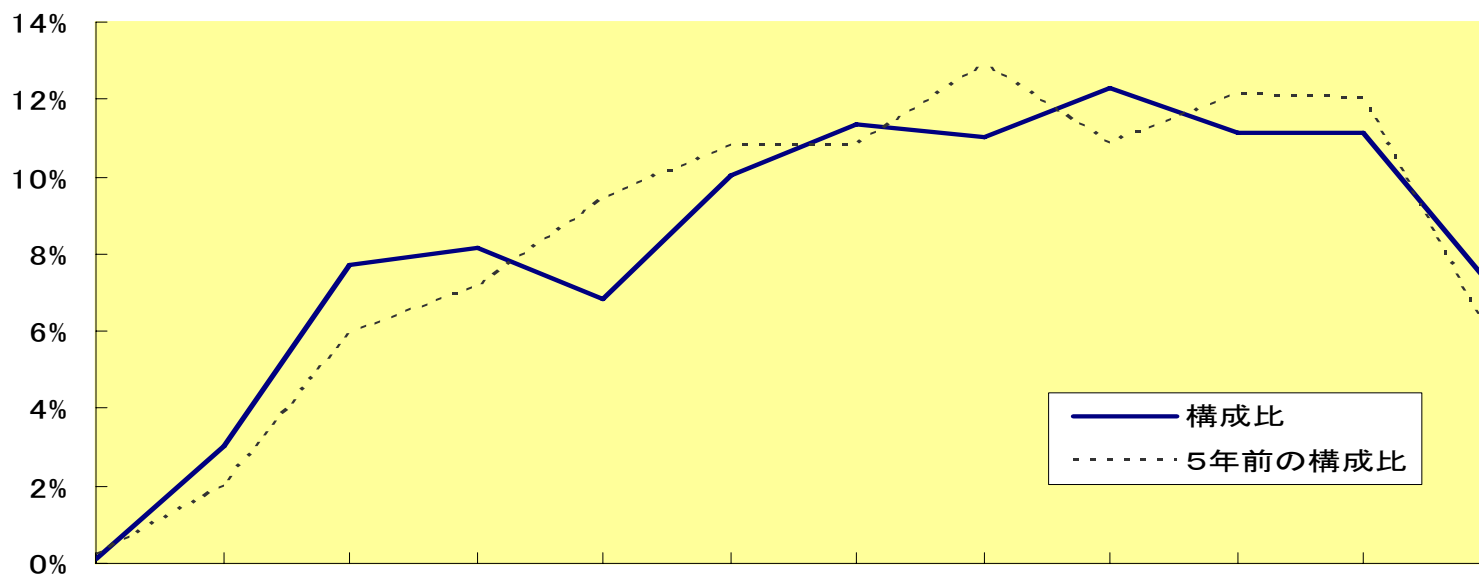
(平成22年度) (単位: 人)

区分 職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	46	37	11	25	1	0	0	0	0	74
税務職										
福祉職										
医療職										
技能労務職	0	17	5	2	0	0	0	0	0	24
教育職	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
合計	46 (125)	54 (0)	17 (0)	28 (0)	1 (0)	0 (125)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100 (125)

注1 ( )は再任用職員で外数です。

注2 任期付職員は含みません。

(4) 年齢別職員構成 (平成 23 年 4 月 1 日現在)



20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	70人	179人	190人	159人	234人	264人	257人	286人	259人	259人	167人	2,327人

注 再任用職員、再雇用職員を含み、臨時・非常勤職員を除いています。

(5) 職員の職務別構成

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

職務	性別	男		女		合計	
		数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)	数(人)	構成比(%)
一般行政職等	部長級	17	1.39	2	0.18	19	0.82
	統括課長級	12	0.98	1	0.09	13	0.56
	課長級	53	4.33	8	0.74	61	2.64
	総括係長級	53	4.33	24	2.21	77	3.33
	係長級・主査	212	17.31	125	11.53	337	14.60
	主任主事	305	24.90	427	39.39	732	31.70
	主事	237	19.35	312	28.78	549	23.78
	指導室長	1	0.08	0	0.00	1	0.04
	統括指導主事	2	0.16	0	0.00	2	0.09
	新指導主事	2	0.16	1	0.09	3	0.13
技能労務職	統括技能長	1	0.08	0	0.00	1	0.04
	技能長	17	1.39	3	0.28	20	0.87
	技能主任	141	11.51	37	3.41	178	7.71
	主事	169	13.80	85	7.84	254	11.00
教育職(幼稚園)	園長	1	0.08	6	0.55	7	0.30
	副園長	0	0.00	8	0.74	8	0.35
	主任教諭	0	0.00	9	0.83	9	0.39
	教諭	2	0.16	36	3.32	38	1.65
合計		1,225	100.00	1,084	100.00	2,309	100.00

注1 職員数は、再任用職員を含み、再雇用職員、臨時・非常勤職員を除いています。

注2 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

注3 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

(6) 職員の昇任および降任の状況

(平成22年度) (単位:人)

職 種	区 分	昇 任					降 任
		係長級	課長級	部長級	幼稚園副園長	幼稚園園長	
一般行政職等		35	9	5	—	—	1
教 育 職		—	—	—	1	0	0
合 計		35	9	5	1	0	1

注 一般行政職等には、税務職・医療職・福祉職・その他教育職が含まれます。

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成22年度	20万6,471人 (平成23年4月1日現在)	990億8,926万6,000円	54億8,684万円	205億1,444万3,000円	20.7%

注 人件費には、特別職（区長、区議会議員等）に支給される給料、報酬等も含まれています。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成22年度	2,096人	79億646万円	28億4,490万7,000円	32億1,051万4,000円	139億6,188万1,000円	666万円

注1 職員手当には、退職手当は含まれていません。

注2 職員数は、「地方公務員給与実態調査」による平成22年4月1日現在の普通会計に属する職員の人数です。

注3 給与費欄については、1,000円未満切り上げのため各項目の合計と計（B）が一致しない場合があります。

### (3) 平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	32万3,450円	46万2,729円	42.4歳
東京都	33万1,172円	46万7,372円	42.5歳

#### ② 技能労務職

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	31万1,581円	42万3,643円	48.8歳
東京都	30万4,130円	41万5,615円	47.1歳

#### ③ 教育職(幼稚園教育職員)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
港区	33万5,678円	44万1,956円	39.1歳
東京都	35万3,459円	45万3,287円	41.9歳

注1 「平均給料月額」とは、平成23年4月現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等すべての諸手当を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

注3 「③教育職」における東京都の値は、小中学校教育職員の平均値です。

### (4) ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)

	平成18年度	平成22年度
港区	101.0	100.9(100.0)
特別区平均	101.4	100.8
全国平均	98.0	98.8

注1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

注2 ( )内は、地域手当補正後のラスパイレス指数です。これは、国と区の地域手当の支給率の違いを考慮して算出したものです。

### (5) 職員の初任給の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	港区	都	国
一般行政職	大学卒	18万1,200円	18万1,200円
	高校卒	14万3,000円	14万2,700円
技能労務職	13万4,900円	13万7,200円	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	27万7,265円	33万2,900円	35万9,621円
	高校卒	23万725円	26万6,780円	30万8,208円
技能労務職	高校卒	22万4,660円	24万6,217円	29万825円

注 技能労務職の経験年数10年は、対象者が少数のため、経験年数11年の数値を記載しています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	2級から9級までの職務の級に属さない職員の職務	71人	6.0%
2級	相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	291人	24.7%
3級	主任主事の職務	293人 (39人)	24.9% (81.2%)
4級	係長・担当係長または主査の職務	360人 (7人)	30.6% (14.6%)
5級	総括係長の職務	75人	6.4%
6級	課長の職務	58人	4.9%
7級	統括課長の職務	11人 (2人)	0.9% (4.2%)
8級	部長の職務	18人	1.5%

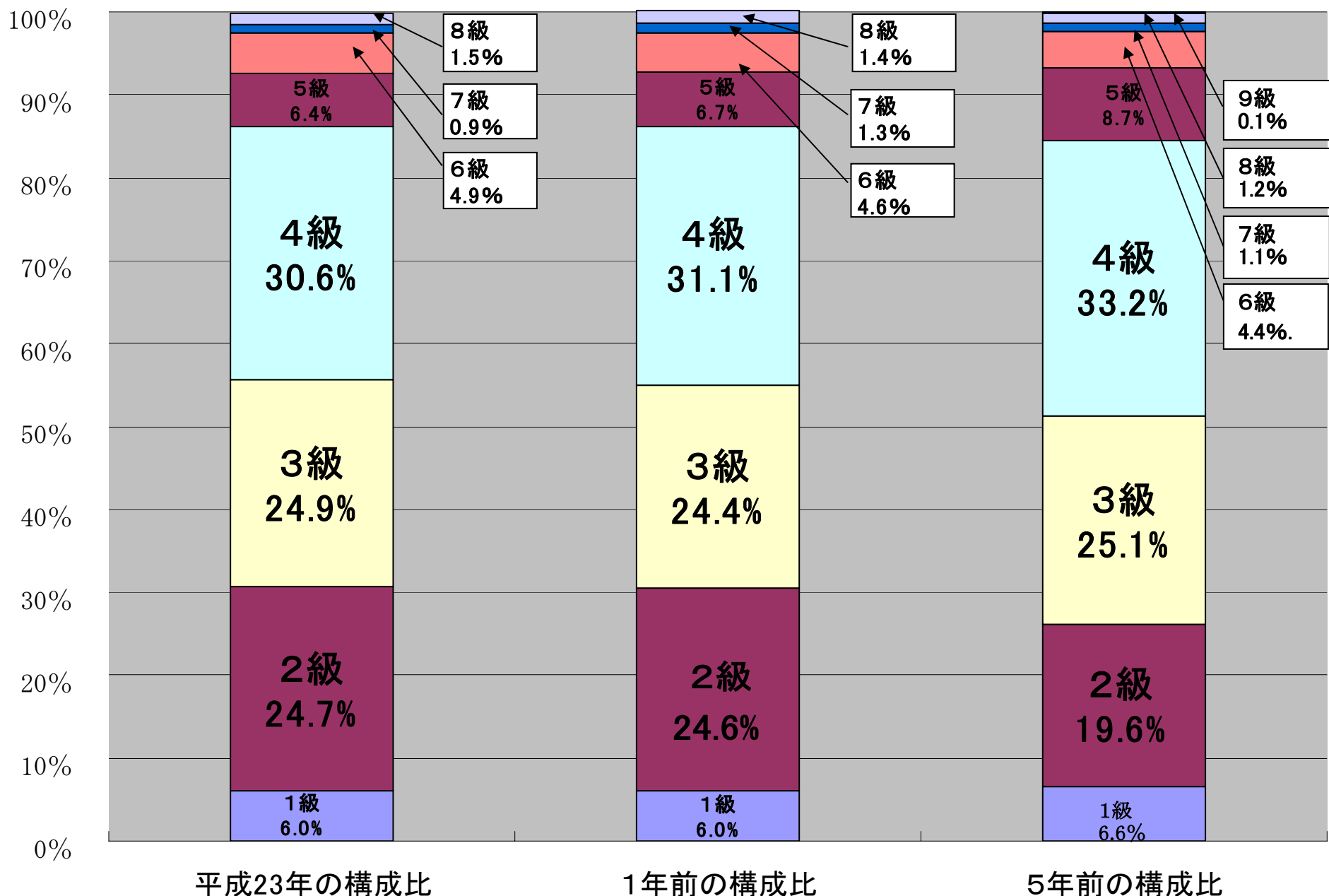
注1 職員数は、「港区職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によるものです。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

注3 税務職・福祉職は含まれていません。

注4 四捨五入の関係で、構成比の内訳は合計と一致していません。

注5 ( ) 内は、再任用職員であり、外数です。



注1 平成18年に10級制から9級制に変更しています。(旧給料表の1級と2級を統合)

注2 平成22年度に9級制から8級制に変更しています。(9級職の廃止)

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

	総職員数 (A)	勤務成績の区分が「最上位」(6号昇給) または「上位」(5号昇給) により昇給した職員数 (B)	比率 (B/A)
平成22年度	1,877人	625人	33.3%

注1 総職員数には、一般行政職、技能労務職の他、医療職、福祉職等を含み、幼稚園教育職員、指導主事、再任用職員、再雇用職員は含まれません。

注2 「最上位」および「上位」の職員は、標準(4号昇給)の職員と比べて「最上位」は2号、「上位」は1号拡大された昇給幅が付与されています。

(9) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当

(平成23年4月1日現在)

区 分	港 区		都		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
平成22年度支給割合	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
加算措置の状況	役職等による加算措置 有					

注 ( ) 内は、再任用職員の支給割合です。

② 退職手当

(平成23年4月1日現在)

区 分	港 区		都		国		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
退職手当	勤続 20 年	24.25月分	33.50月分	24.25月分	33.50月分	23.50月分	30.55月分
	勤続 25 年	32.50月分	43.50月分	32.50月分	43.50月分	33.50月分	41.34月分
	勤続 35 年	49.75月分	59.20月分	49.75月分	59.20月分	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	50.00月分	59.20月分	50.00月分	59.20月分	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	定年前早期退職者に対する特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職者に対する特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職者に対する特例措置(2%~20%加算)	
	1人当たりの平均支給額(平成22年度)	497万9,210円	2,427万6,503円				

③ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)			15億1,132万円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)			69万7,425円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
港区	18%	2,166人	18%
箱根町	0%	1人	0%

注 港区の支給率は、平成23年1月に17%から18%に引き上げられました。

④ 特殊勤務手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		2,118万2,000円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		12万7,605円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		7.7%	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
訪問指導業務手当	福祉事務所に勤務する訪問員、指導員等	生活保護法、身体障害者福祉法等に定める業務を行うための家庭訪問	日額470円
特定危険現場業務手当	支給対象業務に従事した職員	建築物等の建設現場において工事監督または検査の業務等	日額240円~410円
公害検査業務手当	公害行政を主管する課に勤務する職員	大気汚染防止法等に基づく公害の検査業務	日額220円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症予防法に定める感染症等の患者等に接触する業務	日額310円~670円
放射線業務従事手当	保健所に勤務する職員	エックス線操作の業務	日額650円
有害物等取扱手当	保健所に勤務する職員	有害な薬物を使用した試験等	日額310円
清掃業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務等	日額700円

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（平成22年度決算）	6億1,744万4,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	43万4,208円
支給実績（平成21年度決算）	5億3,783万4,000円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	42万1,500円

⑥ その他手当

（平成23年4月1日現在）

手当名	港区		国		支給実績 （平成22年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成22年度決算）
扶養手当	配偶者	1万3,700円	配偶者	1万3,000円	1億6,146万3,000円	19万8,358円
	配偶者以外2人まで	5,500円	配偶者以外2人まで	6,500円		
	その他	5,500円	その他	6,500円		
	16歳～22歳の子の加算	4,000円	16歳～22歳の子の加算	5,000円		
住居手当	扶養親族有の場合 8,800円 扶養親族無の場合 8,300円		賃貸住宅 （支給限度額 2万7,000円）		1億3,407万8,000円	10万1,651円
通勤手当	運賃相当額	（支給限度額1月につき 5万5,000円）	港区と同様		3億8,753万3,000円	18万7,758円
管理職手当	部長 12万8,600円 統括課長 10万5,800円 課長 9万1,100円 幼稚園園長 9万1,600円 幼稚園副園長 6万4,700円		局長級 13万300円 部長級 9万4,000円 課長級 7万2,700円		1億2,499万5,000円	115万7,364円

(10) 特別職の報酬等の状況

（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	区 長	112万1,000円		
	副区長	90万2,000円		
報酬	議 長	90万2,000円		
	副議長	78万1,000円		
	議 員	61万1,000円		
期末手当	区 長 副区長 議 長 副議長 議 員	6月期 1.55月分 12月期 1.60月分 3月期 0.15月分 計 3.30月分		
退職手当	算定方式		1期の手当額	支給時期
	退職の日における給料月額に次に掲げる割合を乗じて得た額			
	区 長	勤続期間1年につき 500/100	2,242万円	任期満了時
副区長	勤続期間1年につき 400/100	1,443万2,000円		

注1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給割合に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

注2 期末手当の支給割合は、平成22年度に支給された割合です。

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

#### (2) 職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総取得日数 (A)	全対象職員数 (B)	平均取得日数 (A) / (B)
78,646.4日	24,518.9日	1,559人	15.7日

注1 総付与日数とは、平成22年4月1日現在において各職員に付与された日数を全対象職員にわたって合計したものをいいます。

注2 平成21年4月1日から年次有給休暇を「暦年付与」から「会計年度付与」に改正しています。

注3 (2)の対象職員は、区長部局の職員のうち技能労務職以外の一般職員（年度中途に採用された者および退職した者並びに育児休業中の職員、休職中の職員、派遣職員、再任用職員（短時間勤務職員）、再雇用職員を除く。）です。

#### (3) 育児休業および部分休業の取得者数 (単位：人)

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	2	1
女性職員	22	31
計	24	32

注 数字は平成22年度中に新たに育児休業および部分休業を取得した職員数です。

#### (4) 育児休業および部分休業の承認期間

##### ① 育児休業承認期間

(平成22年度) (単位：人)

	育 児 休 業 承 認 期 間													合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下	1年9月超え 2年以下	2年超え 2年3月以下	2年3月超え 2年6月以下	2年6月超え 2年9月以下	2年9月超え		
男性職員	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
女性職員	2	4	2	4	4	2	3	1	0	0	0	0	0	22
計	4	4	2	4	4	2	3	1	0	0	0	0	0	24

##### ② 部分休業承認期間

(平成22年度) (単位：人)

	部 分 休 業 承 認 期 間													合計				
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下	1年9月超え 2年以下	2年超え 2年3月以下	2年3月超え 2年6月以下	2年6月超え 2年9月以下	2年9月超え						
男性職員	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1				
女性職員	1	0	2	7	2	0	1	5	0	0	1	12	12	31				
計	1	0	3	7	2	0	1	5	0	0	1	12	12	32				
													1日の部分休業取得時間 (平均)				合計	
													30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え		
													0	1	0	0		1
													3	16	8	4		31
													3	17	8	4	32	

#### (5) 介護休暇の取得状況

(平成22年度) (単位：人)

	介護休暇 取得者数	要 介 護 者 数 ( 職 員 と の 続 柄 別 )							
		配偶者	父 母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	0	2	0	0	0	0	0	0
計	2	0	2	0	0	0	0	0	0

	休 暇 の 取 得 形 式				介 護 を 要 し た 期 間			
	計	全日型中心	時間型中心	その他	計	1月以下	1月を越え2月以下	2月超
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	2	0	0	2	1	0	1
計	2	2	0	0	2	1	0	1



#### 4 分限および懲戒処分等の状況

##### (1) 分限処分等の状況

(平成22年度) (単位：人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	37		37	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			0		0	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0		0	
合計		0	0	37	0	37	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

注1 地公法とは地方公務員法のことです。

注2 分限休職に付されている者の休職期間が更新された場合、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

##### (2) 懲戒処分等の状況

(平成22年度) (単位：人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	1	0	0	0	1	2
職務上の義務に違反しまたは 職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	6	0	0	0	6	4
全体の奉仕者たるにふさわしく ない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	3	0	0	3	1
合計		7	3	0	0	10	7

注1 地公法とは地方公務員法のことです。

注2 港区長が地公法第29条に基づく懲戒処分等を行った場合は、区のホームページで公表しています。

## 5 サービスの状況

### (1) サービス規律の遵守に関する取組みの状況

取組内容	職員への周知方法	周知した内容
職員のサービスについて	依命通達	職員の法令遵守、信用失墜行為の禁止、人権問題の正しい理解と社会意識の向上を図ることについて
職場規律の確保について	依命通達	勤務時間や休暇等の管理について
職員の健康管理について	依命通達	健康障害の未然の防止について
職員の勤務時間の適正な管理について	依命通達	超過勤務縮減、ワーク・ライフ・バランスの確保について
職員手当に関する異動届について	依命通達	支給要件異動時の速やかな届出、不正受給の防止について
職員の接遇について	依命通達	「あったかマナーみなど」に基づく接遇を心がけることについて
職員の兼業・兼職について	依命通達	承認を得ずに、不適切な兼業・兼職を行うことができないことについて
利害関係者との会食・便宜供与の禁止について	依命通達	職務上利害関係にある部外者との会食、贈答品の授受等を厳に慎むことについて
セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの禁止について	依命通達	職場におけるハラスメント全般の防止体制の強化について
交通事故防止、飲酒運転の根絶について	依命通達	交通事故防止、飲酒運転や飲酒運転ほう助の根絶を図ることについて
職員の省エネルギーに対する意識の啓発について	依命通達	あらゆる環境側面で環境負荷の低減を念頭におき、環境に配慮した行動を実践することについて
情報管理の徹底について	依命通達	港区個人情報保護条例及び港区情報安全対策指針に基づく個人情報等の取扱いについて
統一地方選挙におけるサービス規律の確保について	依命通達	政治的行為の制限及び公務員の地位利用による選挙運動等の禁止の規定の遵守について

### (2) 病気休暇の取得状況

(平成22年度) (単位：人)

	0～10 日未満	10～20 日未満	20～30 日未満	30～40 日未満	40～50 日未満	50～60 日未満	60～70 日未満	70～80 日未満	80～90 日未満	90 日以上	合計
一般職員	12	10	6	7	3	4	5	3	6	22	78
教育職	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
計	12	11	7	7	3	4	5	3	6	22	80
再任用(外数)	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	4

## 6 研修および勤務成績の評定の状況

### (1) 研修実施計画

(平成 22 年度)

研修区分		主な研修内容	
区 研 修	新任研修	新任研修 前期 ◇ 人権、接遇、区政の課題 ■ 特別区職員研修所「新任研修（記念講演）」を受講	
		新任研修 後期 ◇ セルフマネジメント、バリアフリー ■ 特別区職員研修所「新任研修（後期）」を受講	
	現任研修	2 年目研修 ◇ 業務改善	
		3 年目研修 ◇ クレーム対応 ◇ 英語を使った接遇 ◇ まちに出る研修 民間・区施設への派遣（派遣研修として実施）	
		中堅職員研修（2 級職） ■ 特別区職員研修所「現任研修」を受講	
	主任主事研修	主任主事昇任前研修 ◇ ロジカルプレゼンテーション	
		主任主事昇任時研修 ◇ 政策形成実践	
		主任主事（3 年目）研修 〈カフェテリア研修〉 ◆ リーダーシップ（新規） ◇ 問題解決能力 ◇ アサーション	
		キャリアデザイン研修 ◆ キャリアデザイン	
	職層研修	管理監督者職研修	新任係長研修 ◇ 昇任前 区が求める係長像、メンタルヘルス、文書・契約・会計事務 ■ 特別区職員研修所「係長研修」を受講
			係長（3・4 年目）研修 〈カフェテリア研修〉 ◇ アクション・ラーニング ◇ 合意形成・交渉力
			総括係長研修 ■ 第一ブロック合同研修を受講
			人材育成推進員研修 ◇ OJT 実践
			評価補助者研修 ◇ 評価補助者の役割、評価傾向
			共通 ◆ パワーハラスメント（新規）
		管理職研修	管理職候補者研修 ■ 特別区職員研修所「管理職候補者研修（昇任前）」を受講
			管理職昇任前研修 ◇ マネジメント実践
			課長研修 ◇ マネジメント理論
			人事考課研修 ◇ 人事考課制度、目標マネジメント
			メンタルヘルス研修 ◇ メンタルヘルスマネジメント
		技能系研修	技能系中堅職員研修 ◇ メンタルヘルス、ハラスメント防止 ■ 特別区職員研修所「現任技能（10・15 年目）」を受講
			技能主任昇任前研修 ◇ コミュニケーション、メンタルヘルス、ハラスメント防止
			技能主任研修 ■ 特別区職員研修所「技能主任」を受講
			技能長昇任時研修 ◇ リーダーシップ
	技能長研修 ■ 特別区職員研修所「新任技能長」を受講 ■ 特別区職員研修所「技能長（3 年目）」を受講		
	キャリアデザイン研修 ◆ キャリアデザイン		
	実務研修	◇ 法律初級・中級 ◇ バリアフリー実習 ◇ 英会話中級・上級 ◇ 新任職員 OJT 担当者 ◇ 再任用予定者 ◇ 事務従事者	
自主研修	◇ 主任主事選考対策講座 ◇ 係長職選考対策講座 ◇ 管理職選考対策講座 ◇ 特例転職選考対策講座		
派遣研修	◇ 手話講習会 ◇ まちに出る研修（3 年目研修として実施）		
職場研修	◇ 各部・課において企画・選択して実施		

研修区分		主な研修内容	
共同研修	特別区職員研修所	新任研修	■ 記念講演：特別区職員として ■ 後期：コミュニケーションスキル
		現任研修	■ 人権、特別区の現状と課題、メンタルセルフケア、ロジカルシンキング
		係長研修	■ 人権、特別区の現状と課題、メンタルヘルス、コーチング
		管理職研修	■ 昇任前：危機管理、都区制度の最新の動向、労使関係、訴訟事例、管理者の意思決定
		清掃研修	■ 現任技能（10年目） 中堅職員の役割、同和問題 ■ 現任技能（15年目） 清掃事業の現状と課題、同和問題 ■ 技能主任 リーダーシップ、接遇・プレゼンテーション、同和問題 ■ 新任技能長 技能長の役割、コーチング、汚職防止、同和問題 ■ 技能長（3年目） 清掃事業における最新の動向、接遇リーダー養成
		全職層	■ 人権 差別と人権を考える、東京都人権施策推進指針の課題 ■ 公務員倫理 公務の特性、サービス、事例研究
		専門研修	■ 実務、保健・衛生・福祉、都市づくり
	自治体経営研修 ステップアップ研修 サポート研修 調査・研究等	■ 行政課題・トピックス、組織力向上等 ■ フォロワーシップ、ファシリテーション等 ■ 講師養成、OJTリーダー、講演会等 ■ 対話力養成講座等	
	特別区協議会	■ 首都大学東京オープンユニバーシティ各種講座	
	東京自治研究センター	■ 月例フォーラム ■ 財政学校	
共同開催	■ 62市区町村共同事業		
第一ブロック合同研修	■ 教養講座、OA研修、総括係長研修、研修担当者研修		

◇…区独自、■…共同研修を活用、◆…新規・充実・見直しの項目

(2) 研修の実施状況

(平成22年度)

研修区分		研修数(種)	参加人数(人)	
区研修	職層研修	新任研修	1	46
		現任研修	2	108
		主任主事研修	6	189
		管理監督者職研修	10	559
		技能系研修	3	39
	実務研修	11	350	
	自主研修	5	149	
	派遣研修	2	80	
小計		40	1,520	
職場研修		242	2,022	
小計		242	2,022	
共同研修	特別区職員研修所	新任研修	2	88
		現任研修	1	59
		係長研修	1	35
		管理職研修	3	12
		清掃研修	6	36
		全職層	2	4
		専門研修	43	100
	自治体経営研修、ステップアップ研修、サポート研修、調査・研究等	57	250	
	特別区協議会	39	44	
	東京自治研究センター	9	15	
共同開催	12	31		
第一ブロック合同研修	8	94		
小計		183	768	
合計		465	4,310	

注 参加人数については、複数の研修に参加している場合、重複して計上しています。

(3) 勤務評定の概要

評価項目	評価の概要	評価要素	評価の着眼点
業績評価	設定した目標に対する成果および日常の職務遂行における業績と貢献を総合し、客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行う。	仕事の成果	○目標に対する成果 ○業績と貢献
行動評価	職務遂行の過程で発揮された能力および行動を客観的な評価基準に基づき、5段階の絶対評価を行う。	職務遂行能力	○職務理解 ○職務知識 ○企画 ○調整 ○判断 ○接遇 ○説明
		人材育成・組織運営力 (係長級以上の職員)	○指導・育成 ○情報の共有化 ○進行管理 ○リーダーシップ
		組織支援力 (一般職員)	○助言・援助 ○報告・連絡・相談 ○チームワーク ○リーダーシップ
総合評価	業績評価および行動評価の内容を踏まえ、考課集団ごとに5段階の相対評価を行い、評価結果を昇給等の給与制度に適切に反映させる。	職務に対する取組姿勢	○責任感 ○積極性 ○規律性

注1 評価の対象者：総括係長級以下の常勤職員（技能労務職を含む。） 評価期間：毎年1月1日から12月31日

注2 管理職については、これとは別に勤務評価を実施しています。

(4) 評価者訓練の実施状況

名称	対象者	概要	実施回数
人事考課研修	全管理職、管理職選考合格者	目標設定の留意点、評価演習	年1回
人事考課評価補助者研修	施設長等	目標設定の留意点、評価演習	年1回
人事考課評価傾向把握演習	新任・転任管理職、管理職候補者	評価傾向の把握	年1回

## 7 福祉および利益の保護の状況

(1) 公務災害・通勤災害認定状況

職員数	公務災害			通勤災害		
	平成22年度中の認定件数 公務上	公務外	発生率	平成21年度中の 認定件数(公務上)	平成22年度中の 該当件数	平成21年度中の 該当件数
2,271人	13	0	5.7‰	9	3	1

注1 発生率（‰パーミル）は、職員1,000人当たりの公務上認定件数の割合です。

注2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数で、区長、副区長、教育長および再任用職員を含み、再雇用職員、臨時・非常勤職員を除いています。

(2) 健康診断の状況

(平成22年度)

対象職員数	受診数	受診率
2,242人	2,205件	98.3%

注 対象職員数は、平成22年4月1日現在の人数で、副区長、教育長および再雇用・再任用職員を含み、臨時・非常勤職員、幼稚園教育職員・指導主事および病気休職・育児休業取得者を除いています。

(3) 職員住宅の設置状況

(平成23年4月1日現在)

宅の種別	戸数	うち建替等による休止中戸数
災害対策住宅	家族	109
	独身	128
合計	237	42

注 教職員住宅「家族」14戸、「独身」3戸を含みます。

(4) 港区職員厚生会

職員相互の扶助と福利厚生の実現を図るため設置された団体で、約2,300人の会員により構成されています。事業概要は、給付（慶弔見舞、退会）、貸付（一般・特別・進学・育児休業）、リフレッシュ補助・助成、文化・体育事業、食堂、売店運営です。

(平成23年4月1日現在)

会員数	2,375人
職員会費	給料月額×7/1000（一般非常勤職員は任意加入で月額1,000円）
区負担割合	会費：負担金＝1：1

(5) 苦情処理委員会の取扱い状況

	取扱い件数
平成22年度	0件

## 8 特別区人事委員会の業務状況

### (1) 採用試験

平成22年度の採用試験は、Ⅰ類〔事務、土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気、福祉、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師〕、Ⅲ類（事務）、身体障害者を対象とする選考（事務）および経験者〔2級職〔事務、土木造園（土木）、建築〕、3級職（主任主事Ⅰ）〔事務、土木造園（土木）、建築、機械、電気〕、3級職（主任主事Ⅱ）〔事務、土木造園（土木）、建築〕〕について実施しました。

受験者数は、22,015人、合格者は2,536人、倍率は8.7倍でした。

(平成22年度)

	採用予定 人数（人）	申込者数 （人）	受験者数 （人）	受験率（%）	第1次合格 者数（人）	第2次受験 者数（人）	合格者数 （人）	倍率（倍）	
Ⅰ類	993	19,910	15,140	76.0	3,540	3,015	1,985	7.6	
Ⅲ類	130	3,501	2,784	79.5	557	484	231	12.1	
身体障害者	18	71	60	84.5	41	37	18	3.3	
経験者	2級職	163	1,780	1,238	69.6	370	351	203	6.1
	3級職 （主任主事Ⅰ）	73	2,246	1,558	69.4	328	301	86	18.1
	3級職 （主任主事Ⅱ）	9	1,977	1,235	62.5	72	69	13	95.0
合計	1,386	29,485	22,015	74.7	4,908	4,257	2,536	8.7	

### (2) 管理職選考

平成22年度の管理職選考は、23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計で、受験者数716人、合格者数171人、合格率23.9%でした。

(平成22年度)

	有資格者数 （人）	申込者数 （人）	受験者数 （人）	合格者数 （人）	合格率 （%）
Ⅰ類	19,650	915	545	113	20.7
Ⅱ類	1,168	218	171	58	33.9
合計	20,818	1,133	716	171	23.9